

大淀町老朽危険空家等除却事業補助金に関する注意事項

不良住宅認定の取り下げ

- 不良住宅認定申請後に建物等の除却（解体）を取りやめる場合については、不良住宅認定申請取下届の提出が必要になりますので、担当課までご相談ください。

事業の変更

- 交付決定後、工事の内容を変更する場合については、事業変更等承認申請書の提出が必要になりますので、担当課までご相談ください。

交付決定の取り消し

- 交付対象者が次のいずれかに該当すると判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - 補助対象建築物、補助対象者、補助対象事業に該当しなくなったとき
 - 要綱に定める報告の求め、指示に従わなかったときや町の検査を拒んだり、避けようとしたとき、妨げたとき
 - 補助金の交付決定の内容や、町が付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき
 - 偽りやその他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき
 - 正当な理由なく補助金交付に関する事務手続きを行わないとき
 - 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき

補助金の返還

- 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、仮に補助金が既に交付・入金され、使用していたとしても、町は返還の命令を行い、補助金の返還を求めます。補助金の返還を求められた場合、交付対象者は直ちに当該補助金を返還してください。

解体後

- 「建物滅失登記」など、建物等の除却（解体）に伴う諸手続きについては、申請者において確実に行ってください。
- 建物等の除却により固定資産税等の「住宅用地特例」が適用されなくなるため、次年度から固定資産税が増額となることがあります。詳しくは町役場税務課にお問合せください。（固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。）
- 除却(解体)後の跡地については、今後草木の繁茂等により近隣の迷惑となることがないよう、定期的な管理に努めてください。
- その他の事項については、お問い合わせいただくか、要綱をご覧ください。